平成２３年（フ）第１２４号
愛知県豊田市土橋町５丁目30番地　エスポア豊田304号
債務者　堀田　繁成
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
愛知県碧南市三度山町３丁目47番地　レオパレスアンソレイエ恵209号室、旧住所愛知県知立市西町新川37番地18
債務者　岩坂ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
愛知県安城市柿碕町宮ノ西35番地
債務者　尾藤　芳弘
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
東京都立川市砂川町６丁目31番地の10
債務者　滝島　栄子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後１時10分
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１０号
北海道帯広市西七条南31丁目２番地
破産者　大竹土木基礎株式会社
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７２２号
岡山市北区尾上1636番地
破産者　株式会社東雲興業
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２５１号
青森県八戸市大字湊町字新井田道４番地　村本アパート３号室、前住所青森県八戸市江陽１丁目７番19号
破産者　佐藤　恵一
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
山形県西置賜郡飯豊町大字松原884番地・885番地
破産者　菊地鉄工こと　菊地　昭夫
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成１９年（フ）第１２２号
福岡県田川市新町８番30号
破産者　香月　正樹
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４２号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4746番地５
破産者　小鶴陽一郎
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第４３号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4746番地５
破産者　小鶴　和子
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第５０８３号
茨城県つくばみらい市絹の台２丁目17―３
破産者　山田　　猛
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１００９号
東京都台東区根岸４丁目18―８―601
破産者　古谷　正気
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５６５号
神奈川県大和市鶴間１丁目１番14号
破産者　ツルマ土木株式会社
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４０号
横浜市緑区青砥町172番地59
破産者　株式会社太陽
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５号
宮崎県延岡市北方町川水流卯528番地
破産者　有限会社シラド水道設備
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０１号
北海道帯広市西19条北３丁目26番地２
破産者　熊谷　和庸
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係